

## 産業廃棄物最終処分場対策特別委員会 中間報告

産業廃棄物最終処分場対策特別委員会の中間報告を申し上げます。

当委員会は、付託を受けております「産業廃棄物最終処分場諸問題の早期解決に向けた対策について」を審査するため、閉会中の8月21日に、市長、副市長、環境経済部長、上下水道事業所長、ならびに関係職員の出席を求め、開催いたしました。

内容として、1点目は前回委員会から今回までの経過報告、国・県への要望について、2点目は出庭水源地水質等について、を審査いたしました。

まず1点目で、委員から数多くの質疑・意見がありました。主なものを申し上げます。「市民と県との話し合いが平行線をたどって、前に進まない。このまま処分場が放置される不安が市民に広がっている。県と対話を交わすことがなかったので、当特別委員会と県とが話す機会をもってはどうか」との質問に対し、当局から、「議会としてどうされるのか、教えてもらえば、県と協議していく」との答弁がありました。

また、「行政と市民はねじれしており、大きな責任は県にあるが、市はその調整役をしつかりしていくことが大切。市長として、市民と県の協議の場に来て、ねじれを肌で感じてもらい、調整役になることが、早期解決になるのではないか」との質問に対し、「最終的な判断は、市長としては、市民がいやがることでもベターだと思ったらやるべきだと思う。県が先に示した案を反対が多くてやめたのでは、あまりにも軟弱で、県の責任は重大である。いろんな話し合いは、県が前面に立ってやっていくことが重要で、市長として出席は考えていない」との答弁でした。

委員から、「県が、有害物除去の案を出してほしいと言ったことに対し、なぜ市民が案をつくるのかと反論し、止まっている。市民と県との信頼関係がここまで崩れていると、県の用意したコンサルではできない。市が、市民の中に入って意見調整できないのか」との質問に対し、当局から「連絡会の中で議論していただき、市としてできること

は、していきたい」

また、「自然環境は、一旦破壊されるとなかなか元に戻らない。現状破壊されているのだから元に戻すことが必要である。県が住民の納得を得るとして、今日に至っているが、『よりよい原位置浄化策』を、一旦引っ込み、修正しないと前に進まないとと思う。県は、『よりよい原位置浄化策』で、住民に納得してもらうつもりなのか」との質問に対し、当局から

「基本的に、県は昨年11月に同意要請された考え方と変わっていない。住民の県に対する不信があり、県は第三者を交えた協議の場を提案した。市としては、そこで具体的議論に入っていただければと考えている」との答弁がありました。

1月の臨時議会の議決について、委員からの「複雑で、まちを2分・3分するような大きな問題や、市長の思いと違う方向に考えている市民が多い場合は、十分に理解得ていかないと混乱を起こすこともありうる。情報開示や市民の中に入っていくことが、望ましいと思う」との質問に対し、「議会の時の提案説明で、十分考えを示した。説明責任を果たしている」との答弁がありました。

さらに「1月に議決はしたが、結果として市と市民のねじれがあって、県案は実施されなかった。この問題は、周辺自治会だけの問題ではない。市民の問題である。いろんな団体など、関心を持つ人は多いので、幅広く出来るだけ多くの意見を聞くことが、およそこれならいいけるであろうという対策を見出すことになるのではないか」との質問に対しては、「周辺自治会長とは、協議する。関係自治会が最重要であり、関連団体はいくつもあるが、まぐちを広げすぎたら解決につながらない場合もあるのではないかと思うので、それは考えていない」との答弁がありました。

また、「処分場全体に、どのようなものが・どこに・どれだけ埋まっているのか、わからぬいため、何に何を除去してほしいのかと聞かれても、答えられないという声が、

市民からあがっている。市が間に入って、一般の人にわかりやすいように、県のつかんでいる情報を、市民にわかりやすく開示するよう、要望してほしい」との質問に対し、当局から「連絡会が必要と判断されれば、県に直接要望されればよいと考える」との答弁がありました。

また、委員から「県・市・市民と、3つの立場にわかかれている。議会の議決も、市長の決断の中身も、市民側とかなり乖離している要素がある。まず、市と市民が、対策工について、どういう被害があるのか、汚染がどのように進んでいるのかなど、共通認識して、案をまとめ、一本化して、県と対峙しないと解決していかないと思うが、市はどう考えているのか」との質問に対し、当局から

「県から市民案の提案を要求され、市民案の策定で進んでいければと思うが、有害物の考え方もそれぞれ違う。市は、議会議決が基本で、市民への支援は、協議していきたい」との答弁がありました。

「市は、有害物除去を国・県に要望している。この中で、周辺自治会と調整し、恒久対策をやってほしい」との質問に対して、当局から「連絡会で、9月は緊急対策工について協議される。今後は恒久対策についても協議されていくと思う。時期を見て、一步でも進めるという思いで、協議していきたい」との答弁がありました。

「管財人の問題は、どうなっているのか」との質問に対しては、「4月、県から緊急対策工等の説明がなされた。その時点では、進むという状況での話であったが、現状は進んでいない。その土地は、RD社と個人2名の3者の所有で、今後どう処理していくかなどが次回話し合われる。次回債権者集会は、12月にある」との答弁でした。

また、「県が、緊急対策工を着工したいとする新聞報道があったが、その辺の状況は」

との質問に対し、「県は、年内に着手したい意向を持っており、設計業務の入札を終えられた。まず、取り掛かるべきは、焼却炉の撤去であると聞いているが、まだ地元との協議が整っていない」との答弁でした。

他に「地下水が下流へと流れ、汚染されていっているとの話もあるので、一日も早く汚染の広がりを食い止めることが一番と考える。完璧でなくても、まず遮水壁で囲ってから、次の段階で中の廃棄物をどうするのか、考えてもよいと思う。そうでないと、汚染がどんどん進んでいくのではないか。まずは、真剣に食い止めることを考えるべきだと思う」

「県と住民がひざを突き合わせて、前向きに話し合える場はつくられないのか。対立ばかりでは、何も進まない」

などの意見がありました。

次に、出庭水源地水質等について、当局から「浄水の検査項目全て基準値の1／2未満という結果である。市独自のダイオキシン類も、特に問題ない数値と考えている。出庭水源の原水で、特に監視している3号井戸のヒ素は、基準値の1／2以下の0.005～0.004で推移している。それ以外は、特に問題ないが、今後も引き続き検査していく。環境ホルモン等については、いずれも不検出である」との説明がありました。

委員から「ヒ素の原因は突き止められたのか。3号井戸周辺でヒ素が混入しそうな原因はないのか。上流には企業が立地しているが、その辺の調査はしたのか」との質問に對し、

「そういう調査はしていない。必ずとは言えないが、自然由来の可能性が高いと考えている」との答弁でした。

さらに、「自然由来だと、そう高低差が出ない。いきなり出てきたのだから、何らかの作用があると考えられる。きっちと原因を見つけることが、水質管理というものであ

り、慎重な対応を考えてほしい」、また「上流に産廃処分場があることから、その影響が出ている可能性もあるのではないかという見方もあるし、原因がハッキリしない限り、そうではないと断定もできない。原因を突き止めれば、対策を打つこともできるのではないか」との質問に対し、当局より

「危機感を持って、今後も継続した検査や調査を実施していきたい」との答弁がありました。

R D産業廃棄物処分場の問題は、有害物除去をどうするか、地下水汚染をどう食い止めるのか、まだまだ解決の出口が見えてこない状況です。一日も早い問題解決のため、今後も引き続き「産業廃棄物最終処分場諸問題の早期解決に向けた対策について」を継続して審査していきたいと考えております。

以上で、産業廃棄物最終処分場対策特別委員会の中間報告とさせていただきます。